

神戸市立学校園の臨時休業等について

(新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第5弾(追加)―)

令和2年4月6日

神戸市では、新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止のため、3月3日から市立学校園を臨時休業し、春季休業を含めると1か月以上にわたり子どもたちが学校に通えない状況が続いている。4月は子どもたちにとって進学、進級する重要な節目にあたることから、学校園での教育活動の再開を目指し、その準備を行ってきた。

しかしながら、直近の一週間、東京都や大阪府においては感染者が急増し、その中でも感染リンクが不明な方が非常に多くなってきている。

神戸市は、4月3日の対応方針で示した通り、国の専門家会議の提言における「感染確認地域」にとどまるものと考えられるが、4月4日には新たに10代の感染者が確認され、4月5日には現時点でリンク不明な感染者が複数発生している。

これらの感染者数は、1～2週間前の感染の状況を示すものであること、東京都や大阪府と神戸市との間の人の往来が多いことを踏まえれば、急激な感染拡大が、神戸市に波及してくる可能性を十分考慮しなければならない。

このため、さらなる感染拡大防止の観点から、5月6日までの間、市立学校園を臨時休業するとともに、子どもたちの居場所を確保するため、以下の措置を追加することとする。

1. 不要不急の外出等の自粛

感染拡大防止のために市立学校園を臨時休業することにより、子どもたちと子どもたちのいるご家庭に我慢を強いていることを十分ご理解いただき、できるだけ早期に感染拡大を収束させ、学校再開にもつなげていくことができるよう、市民一人ひとりが自らだけでなく、他人に感染させないために必要な行動を強く願います。

このため、市民の皆さまに対し、不要不急の外出や会合、家族以外の大人数での会食などを行わないようお願いする。

また、子どもたちがカラオケや繁華街などに入出入りすることがないように、強く自制を求めるとともに、保護者の皆さまにも協力をお願いする。

大学生など若年層が屋内で飲食などをとむることにより無自覚に感染拡大が発生した事例を踏まえ、大人数でのコンパや歓迎会などを主催したり参加したりすることがないように願います。

東京都、大阪府との間の不要不急の往来の自粛とともに、これらのエリアから通勤などにより止むを得ず往来される場合も、人混みには立ち寄らないなど感染防止のための行動をお願いする。

2. 市立学校園の臨時休業

市立学校園について、5月6日まで臨時休業する。

入学式の実施は当面見合わせ、保護者同伴の入学時説明会を実施する。始業式は実施しない。

臨時休業中の生活状況の把握や学習指導を行うため、感染防止に万全の措置を講じた上で、学年ごとに半日程度の登校日を設け、分散登校を実施し、給食を公費で実施する（小学校においては希望者のみ）。なお、登校しない場合であっても欠席扱いにはしない。

臨時休業中の部活動は行わない。

3. 幼稚園について

市立幼稚園について、やむを得ない事情で家庭により保育できない幼児に限り預かる対応を行う。

私立幼稚園について、やむを得ない事情で家庭により保育できない幼児に限り預かる対応を要請する。

4. 保育園等について

市立、私立とも、臨時休業は行わないが、感染防止の観点から可能な限り家庭保育を強く要請する。なお、保育料は日割り計算による。

5. 学童保育について

4月8日から、やむを得ない事情で家庭により保育できない小学校3年生以下の児童に限り、通常の長期休暇と同様、午前中からの保育を実施する。

やむを得ない事情で家庭により保育できない小学校4年生以上の児童は、該当の小学校において預かるが、学童保育については可能な限り家庭保育を強く要請する。

6. 企業等への要請

子どもを養育する従業員、職員で必要がある者に配慮し、休暇の取得、在宅勤務等が可能となるよう緊急の対応を引き続き求める。